

---

# 日本における中小企業会計の現状と課題

甲南大学会計大学院 教授 河崎 照行

---

## 1 はじめに

国際会計基準（IFRS）の国内化問題を契機として、中小企業会計のあり方が各国で活発に議論されている。日本では、2002年3月に、中小企業庁が「中小企業の会計に関する研究会」を設置し、中小企業会計に関する本格的な議論が開始された。その後、2005年8月に、日本公認会計士協会、日本税理士会連合会、日本商工会議所および企業会計基準委員会（ASBJ）の4団体が、「中小企業の会計に関する指針」を公表し、これが現時点における中小企業のための「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行」とされている。

他方、このような日本の動向と並行して、国際会計基準審議会（IASB）は、2003年9月に、「中小企業版IFRS」（IFRS for Small and Medium-sized Entities）の策定を決定し、2009年7月に、それを単独の中小企業向け会計基準として公表するに至った（IASB [2009a]、[2009b]；河崎 [2009]、[2010]；Mackenzie [2011]）。このように、中小企業会計は、日本および世界にとって、今日、重要な会計問題として認識されている。

本稿の目的は、日本における中小企業会計の現状と課題を論じることにある。本稿の具体的課題は、次の4点である。

- ① 中小企業会計の歩みを概説すること
- ② 中小企業会計の理論的特質を浮き彫りにすること
- ③ 現時点の中小企業会計基準である「中小企業会計指針」の構成と問題点を闡明にすること
- ④ 「新たな中小企業会計ルール」である「中小企業会計基本要領」を概説すること
- ⑤ 上記①～④の議論を踏まえ、日本の会計制度のあり方のモデルを提示すること

## 2 日本の中小企業会計の歩み

まず、「図表1」をみられたい。この図表は、日本における中小企業会計の制度化の経緯を要点的に示したものである。

日本で中小企業会計に関する本格的な議論が開始されたのは、2002年3月であった。そこでの議論の結果は、2002年6月に、中小企業庁から「中小企業の会計に関する研究会報告書」（以下では、「研究会報告書」という。）として公表された（中小企業庁 [2002]；武

田 [2003])。その後、2002年12月には、日本税理士会連合会から「中小会社会計基準の設定について」が公表され、また、2003年6月には、日本公認会計士協会から『『中小会社の会計のあり方に関する研究報告』について』(会計制度委員会研究報告第8号)が相次いで公表された。しかし、中小企業会計に関するこれら2つの職業団体の認識は、必ずしも、同一ではなかったことから、ある種の制度的混乱を引き起こす結果となった。

そこで、2005年8月に、日本公認会計士協会、日本税理士会連合会、日本商工会議所および企業会計基準委員会(ASBJ)の4団体が、「中小企業の会計に関する指針」(以下では、「中小企業会計指針」という。)を公表するに至った(日本税理士会連合会・日本公認会計士協会・日本商工会議所・企業会計基準委員会 [2005]; 武田 [2006])。しかし、この「中小企業会計指針」の普及状況は決して芳しいものではなかった(中小企業庁 [2010b]; 河崎 [2011]、41-42頁)。

このような状況を踏まえ、中小企業庁は2010年2月に、「中小企業の会計に関する研究会」を設置する一方、ASBJは同年3月に、「非上場会社の会計基準に関する懇談会」を設置することとなった。そして、中小企業庁は同年9月に、「中小企業の会計に関する研究会・中間報告書」(中小企業庁 [2010a])、また、ASBJはそれに先立つ同年8月に、「非上場会社の会計基準に関する懇談会・報告書」(企業会計基準委員会 [2010])を、それぞれ公表するに至った。両報告書の結論は、「新たに中小企業の会計処理のあり方を示すもの」を策定すべきであるというものであった(中小企業庁 [2010a]、34-38頁)。

このような結論を受けて、中小企業庁と金融庁が合同事務局となって、2011年2月に、「中小企業の会計に関する検討会」を設置し、同年11月に、検討会報告書「中小企業の会計に関する基本要領」(以下では、「中小企業会計基本要領」という。)が公表された。その後、「中小企業会計基本要領」について、パブリックコメントが募集され、2012年2月に、中小企業の会計に関する検討会から『『中小企業の会計に関する基本要領』の策定について～『中小企業の会計に関する検討会報告書(中間報告)』公表～』が公表されるに至った。

図表1 日本の中小企業会計の制度化の歩み

年 月	事 項
2002年 3月	・ 中小企業庁が「中小企業の会計に関する研究会」を設置
2002年 6月	・ 中小企業庁が「中小企業の会計に関する研究会報告書」を公表
2002年12月	・ 日本税理士会連合会が「中小会社会計基準の設定について」を公表
2003年 6月	・ 日本公認会計士協会が『『中小会社の会計のあり方に関する研究報告』について』(会計制度委員会研究報告第8号)を公表
2005年 8月	・ 日本公認会計士協会、日本税理士会連合会、日本商工会議所および企業会計基準委員会(ASBJ)が「中小企業の会計に関する指針」(以下では、「中小企業会計指針」)を公表
2010年 2月	・ 中小企業庁が「中小企業の会計に関する研究会」を再開
2010年 3月	・ 企業会計基準委員会(ASBJ)が「非上場会社の会計基準に関する懇談会」を設置
2010年 8月	・ 企業会計基準委員会(ASBJ)が「非上場会社の会計基準に関する懇談会・報告書」を公表
2010年 9月	・ 中小企業庁が「中小企業の会計に関する研究会・中間報告書」を公表
2011年 2月	・ 中小企業庁および金融庁が「中小企業の会計に関する検討会」並びに同ワーキング・グループを設置
2011年11月	・ 中小企業の会計に関する検討会が「中小企業の会計に関する基本要領」を公表し、パブリックコメントを募集
2012年 2月	・ 中小企業の会計に関する検討会が『『中小企業の会計に関する基本要領』の策定について～『中小企業の会計に関する検討会報告書(中間報告)』公表～』を公表

### ③ 日本の中小企業会計の理論的特質

#### 1 大企業と中小企業の企業属性の相違

中小企業会計基準が必要とされる本質的理由は、大企業と中小企業の「企業属性」の相違に求められる。例えば、大企業と中小企業では、その属性が次のように異なっている（河崎 [2005]、50-51頁）。

- (ア) 大企業では、「所有と経営」の分離がみられるのに対し、中小企業では、それが未分離（所有主＝経営者）である。
- (イ) 大企業では、内部統制機構が整備されているのに対し、中小企業では、それが未整備である。
- (ウ) 大企業では、会計担当者が多数雇用されているのに対し、中小企業では、それがゼロまたは少数である。
- (エ) 大企業では、ステークホルダーの範囲が広いのに対し、中小企業では、その範囲が債権者や取引先に限定されている。

このような企業属性の相違に着目すれば、中小企業の特性に見合った会計基準を制度化する必要がある。その方が、大企業と同一の会計基準を適用するよりも、計算書類の社会的信頼性を高めることになるという認識が、中小企業会計基準の制度化の基底に位置づけられる。

#### 2 中小企業会計の理論的構図

中小企業会計は、会計行為の「入口 → プロセス → 出口」に即して、次の3つの特質に要約できる（中小企業庁 [2002]；武田 [2006]、33-35頁）。

- ① 第1は、会計行為の「入口」面で、「記帳」が要請されていることである。記帳は会計行為の出発点であるとともに、不正が最も起こりやすい局面でもある。この要請は、中小企業の経営者に会計記録の重要性（自己管理責任）を認識させるとともに、不正発生を事前に防止する狙いがある。そのため、「研究会報告書」では、記帳の要件として、次の5点を挙げている。
  - (a) 「整然かつ明瞭に」（【秩序性と明瞭性】）
  - (b) 「正確かつ網羅的に」（【正確性と網羅性】）
  - (c) 「適時に」（【適時性】）
- ② 第2は、会計行為の「プロセス」面で、「確定決算主義」を前提とした会計処理が重視されていることである。中小企業では、会計行為に多くのコストを負担することはできないことから、税法基準をベースとした計算書類の作成が合理的である。この要請は、コスト・効果的なアプローチによる中小企業の負担軽減を狙いとするものである。「研究会報告書」では、確定決算主義の効果として、次の点を指摘している。
  - (a) 課税当局にとっては、課税所得が不当に減少する事態を防ぐことができること
  - (b) 確定決算主義の採用により、中小企業にとっては、作成する計算書類が1つで済むこと

③ 第3は、会計行為の「出口」面で、「限定されたディスクロージャー」が要請されていることである。情報開示は、不特定多数の一般公衆に向けてなされるものであるが、大企業と中小企業では、それぞれの属性に応じて、その目的が次のように異なる。

- (a) 大企業の情報開示は、企業の財産および損益の状況を投資情報として開示することが課題となる。つまり、情報の受け手は多数の広範囲な利害関係者であり、その投資意思決定に対する有用な情報を提供することが課題となる。
- (b) これに対し、中小企業の情報開示は、「債権者、取引先にとって有用な情報を表すこと」が課題とされる。つまり、情報の受け手は債権者や取引先という限定された利害関係者であり、それらのリスク判断に対する役立ちが課題となる。

#### 4 日本の「中小企業会計指針」の構成と問題点

##### 1 「中小企業会計指針」の構成

日本の「中小企業会計指針」は、「総論」と20の「各論」から構成されている。その具体的内容を要点的に示したのが「図表2」である。この図表から、「中小企業会計指針」は、大企業向けの会計基準（「企業会計基準」）を簡素化し、要約したものであることが分かる。

図表2 「中小企業会計指針」の構成

内 容		基礎となる会計基準等
総 論		目 的
		対 象
		作成に当たっての指針
		記載範囲および適用に当たっての留意事項
各 論	1 金銭債権	「金融商品に関する会計基準」
	2 貸倒損失・貸倒引当金	「金融商品に関する会計基準」等
	3 有価証券	「金融商品に関する会計基準」等
	4 棚卸資産	「棚卸資産の評価に関する会計基準」
	5 経過勘定	—
	6 固定資産	「固定資産の減損に係る会計基準」、「研究開発費等に係る会計基準」等
	7 繰延資産	—
	8 金銭債務	「金融商品に関する会計基準」
	9 引当金	「役員賞与に関する会計基準」
	10 退職給付債務・退職給付引当金	「退職給付に係る会計基準」等
	11 税金費用・金銭債務	—
	12 税効果会計	「税効果会計に係る会計基準」等
	13 純資産	「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」、「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」、「株主資本等変動計算書に関する会計基準」等
	14 収益・費用の計上	「工事契約に関する会計基準」
	15 リース取引	「リース取引に関する会計基準」
	16 外貨建取引	「外貨建取引等会計処理基準」、「金融商品に関する会計基準」等
	17 組織再編の会計	「企業結合に係る会計基準」、「事業分離等に関する会計基準」等
18	個別注記表	
19	公告と貸借対照表および損益計算書並びに株主資本等変動計算書の例示	
20	今後の検討事項（資産除去債務）	

## 2 「中小企業会計指針」の問題点

中小企業庁「中小企業の会計に関する研究会・中間報告書」（以下では、「中間報告書」という。）では、「中小企業会計指針」で特に問題となる個別項目として、次の3つをあげている（中小企業庁 [2010a]、26-28頁；河崎 [2011]、42-43頁）。

### (1) 有価証券

「中小企業会計指針」では、原則として、「企業会計基準」と同じ分類基準・評価方法を採用している。これに対し、「中間報告書」では、このような方法の問題点は、次の点にあるとしている。(ア)法人税法による区分と比較すると中小企業の事務負担が大きいこと、(イ)市場価格のある有価証券については、商取引上の付き合いで株式を保有するケースがあり、必ずしも短期的に利益を得ようとするものではないこと、(ウ)その他有価証券の時価評価による未実現損益の計上は、中小企業者に本業の経営実態を分かりにくくすること。

### (2) 棚卸資産

「中小企業会計指針」では、期末の時価が簿価より下落し、かつ、金額の重要性がある場合、時価をもって貸借対照表価額としなければならないとしている。これに対し、「中間報告書」では、中小企業に対して、時価で算定をした上に、重要性の判断を求めることは、二重の事務負担が発生するとしている。

### (3) 税効果会計

「中小企業会計指針」では、原則として、税効果会計の適用を求めており、繰延税金資産を計上する場合は、その回収可能性について厳格かつ慎重に判断するとしている。これに対し、「中間報告書」では、原則として、税効果会計を適用することは、現実的ではないし、また、中小企業では、回収可能性の見積もりは困難であるとしている。

## 5 日本の「中小企業会計基本要領」の概要

### 1 「中小企業会計基本要領」の基本方針

中小企業会計に対する「中小企業会計基本要領」の考え方は、次の4点に要約できる（中小企業庁 [2010a]、22-23頁）。

- ① 経営者が理解でき、自社の経営状況を適切に把握できる会計であること（【経営者に役立つ会計】）
- ② 金融機関や取引先等の信用を獲得するために必要かつ十分な情報を提供する会計であること（【利害関係者と繋がる会計】）
- ③ 実務における会計慣行を最大限考慮し、税務との親和性を保った会計であること（【実務に配慮した会計】）
- ④ 中小企業に過重な負担を課さない、身の丈に合った会計であること（【実行可能な会計】）

上記の4つの基本的な考え方のもとで、中小企業の会計ルールの方針にあたり、次の4つの基本方針が示されている（中小企業庁 [2010a]、35-36頁）。



① 中小企業の会計実務の中で慣習として行われている会計処理（法人税法・企業会計

図表3 「中小企業会計基本要領」の構成と内容

項目	内容	
総論	1 目的	・中小企業が会社法上の計算書類を作成する際に、参照するための会計処理や注記等を示すものであること
	2 適用対象	・金融商品取引法の規制の適用会社および会社法上の会計監査人設置会社を除く会社
	3 処理方法が複数の場合	・継続性の原則の要請。変更の場合は「その旨」、「変更の理由」および「影響額」を注記
	4 「各論」にない処理	・会社法の「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行」（法人税法、企業会計基準等）から選択適用
	5 企業会計基準等との関係	・「企業会計基準」や「中小企業会計指針」の適用を妨げない。
	6 国際会計基準との関係	・国際会計基準の影響を遮断
	7 改訂	・必要と判断される場合に限って改訂
	8 記帳	・正規の簿記の原則の要請。適時に、整然かつ明瞭に、正確かつ網羅的に会計帳簿を作成
	9 利用上の留意事項	・①真实性の原則、②資本損益区分の原則、③明瞭性の原則、④保守主義の原則、⑤単一性の原則、⑥重要性の原則
各論	1 収益・費用の処理	①収益は実現主義、費用は発生主義により計上 ②費用収益対応の原則と総額主義の原則を要請
	2 資産・負債の処理	・資産は取得価額、負債は債務額で計上
	3 金銭債権・金銭債務	①金銭債権は取得価額、金銭債務は債務額で計上 ②受取手形割引額および裏書譲渡額の注記を要請
	4 貸倒損失・貸倒引当金	①法的に消滅した債権および回収不能債権は、貸倒損失として計上 ②回収不能のおそれのある債権は、貸倒引当金として計上 ③法定繰入率、個別債権ごとまたは過去の貸倒実績率を容認
	5 有価証券	①取得原価で計上 ②法人税法上の売買目的有価証券を保有する場合に、時価で計上 ③強制的な評価減の適用
	6 棚卸資産	①取得原価で計上 ②評価基準は原価法または低価法。評価方法は、個別法、先入先出法、総平均法、移動平均法、最終仕入原価法、売価還元法等 ③強制的な評価減の適用
	7 経過勘定	①前払費用および前受収益は、当期の損益計算から除去 ②未払費用および未収収益は、当期の損益計算に反映
	8 固定資産	①取得原価で計上 ②相当の減価償却を実施。耐用年数は、法人税法に定める期間など、適切な利用期間 ③災害等による著しい資産価値の下落は、評価損を計上
	9 繰延資産	①費用処理または繰延資産計上 ②繰延資産は、その効果の及ぶ期間にわたって償却
	10 リース取引	①借手は、賃貸借取引または売買取引に準じた処理 ②賃貸借取引に準じた処理の場合、未経過リース料の注記を要望
	11 引当金	①賞与引当金、退職給付引当金、返品調整引当金が代表例 ②賞与引当金では、賞与の支給見積額のうち、当期の負担に属する金額を計上 ③退職一時金制度では、自己都合要支給額の一定割合等を計上し、追加的負担がない制度では、毎期の掛金を費用処理
	12 外貨建取引等	①取引発生時の為替相場による円換算額で記録 ②金銭債権債務は、取得時または決算時の為替相場による円換算額
	13 注記	①重要な会計方針等、会社計算規則に基づく項目の注記を要請 ②「中小企業会計基本要領」に拠った場合は、「その旨」を注記

- 原則に基づくものを含む) であること
- ② 企業の実態に応じた幅のある会計基準であること
- ③ 中小企業の経営者が理解でき、簡潔かつ平易で分かりやすいものであること
- ④ 記帳についても、重要な構成要素として取り入れたものであること

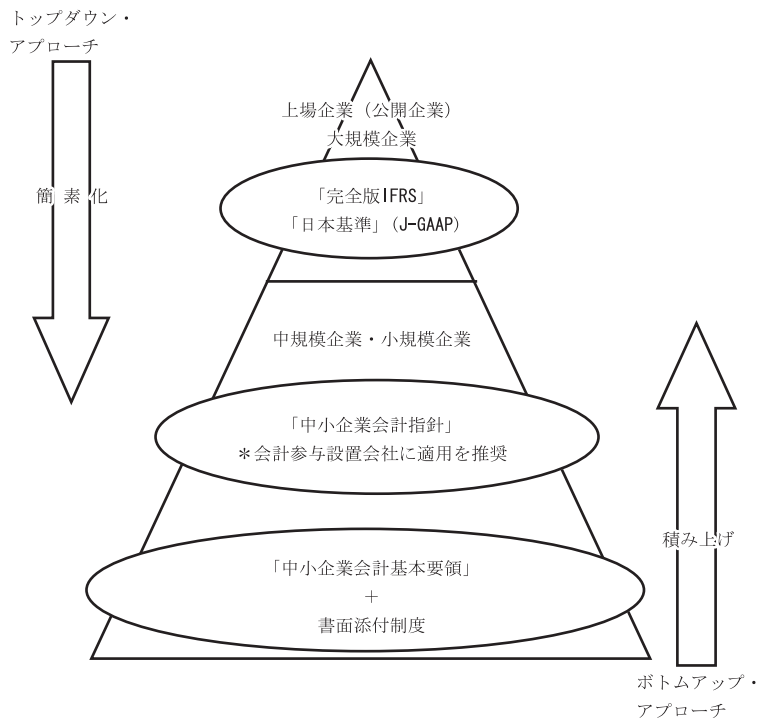
## 2 「中小企業会計基本要領」の構成と内容

上記に示した基本方針に基づき策定された「中小企業会計基本要領」について、その構成と内容の要点を示したのが「図表3」である（中小企業庁 [2012]）。この図表から分かるように、「中小企業会計基本要領」は、取得原価主義をベースに、「法人税法」や「企業会計原則」を尊重した会計ルールとなっている。

## 6 日本の会計制度のあり方

以上の議論を踏まえ、日本の会計制度のあり方について、そのモデルを提示したのが「図表4」である。

図表4 日本の会計制度の将来



この図表では、次のことが示されている。

- ① 上場企業（公開企業）および大規模企業には、「IFRS（完全版IFRS）」または「企業会計基準」（J-GAAP）を適用する。

- ② 中規模企業および小規模企業には、「中小企業会計指針」または「中小企業会計基本要領」を適用する。ただし、会計参与設置会社には、「中小企業会計指針」を推奨するものとする。
- ③ 小規模企業の多くは、「中小企業会計基本要領」を適用するものと推測されるが、その場合、計算書類の信頼性が「書面添付制度」によって担保される必要がある。「書面添付制度」とは、税理士が書面を申告書に添付して提出した場合、税務調査にあたり書面の記載事項について、税理士に対して意見を述べる機会を与える制度をいい、申告書の基礎となる計算書類の信頼性を担保する役割が期待されている。
- ④ 「図表4」に示した会計制度のモデルは、中小企業会計の方法論について、従来の「大規模企業（公開企業）向け会計基準」の簡素化方式（「トップダウン・アプローチ」）から、「企業の属性に即した会計基準」の積み上げ方式（「ボトムアップ・アプローチ」）へ、そのアプローチの転換を図ることを意味する。

## 7) むすび

本稿の目的は、日本の中小企業会計について、その現状と課題（将来）を浮き彫りにすることであった。本稿の主要な論点は、次のとおりである。

- ① 中小企業会計の議論は、大企業（公開企業）と中小企業の「企業属性」は異なるとの認識が出发点である。
- ② 日本における「中小企業会計指針」は、大企業向け会計基準を簡素化した「トップダウン・アプローチ」によるものであり、中小企業にとってはハイレベルな会計基準となっている。
- ③ 上記②の問題を解消するため、現在、「新たな中小企業会計ルール」（「中小企業会計基本要領」）が提案されている。これは、中小企業の属性に即した「ボトムアップ・アプローチ」に基づき、国際会計基準（IFRS）の影響を遮断した、中小企業の「身の丈に合った」会計ルールとされる。
- ④ 国際会計基準（IFRS）の導入によって、世界中の大企業向け会計基準が単一の基準となり、各国の会計文化の独自性が失われつつある現在、各国の会計文化の特質を体现できるのは、中小企業会計であるように思える。

### 【参考文献】

IASB [2009a] , *IFRS for SMEs*, International Accounting Standards Board.

IASB [2009b] , *Basis for Conclusions on IFRS for SMEs*, International Accounting Standards Board.

Mackenzie, Bruce, et.al. [2011] , *Applying IFRS for SMEs*, Wiley, 2011. (河崎照行監訳 [2011]、『シンプル IFRS』中央経済社)

河崎照行 [2005]、「中小会社会計基準の特性」『税務会計研究』第16号、37-59頁。

河崎照行 [2009]、「IFRS と中小企業の会計」『税経通信』第64巻第14号、41-47頁。



河崎照行 [2010]、「『中小企業版 IFRS』の特質と導入の現状」『會計』第178巻第6号、1-12頁。

河崎照行 [2011]、「『中小企業の会計』の新展開－『中小企業の会計に関する研究会・中間報告書』の概要」『税経通信』第66巻第1号、39-46頁。

企業会計基準委員会 [2010]、「非上場会社の会計基準に関する懇談会・報告書」、財務会計基準機構。

武田隆二編著 [2003]、『中小会社の会計：中小企業庁「中小企業の会計に関する研究会報告書」の解説』中央経済社、19-36頁。

武田隆二編著 [2006]、『中小会社の会計指針』中央経済社。

中小企業庁 [2002]、「中小企業の会計に関する研究会報告書」経済産業省。

中小企業庁 [2010a]、「中小企業の会計に関する研究会・中間報告書」経済産業省。

中小企業庁 [2010b]、「平成21年度中小企業の会計に関する実態調査事業 集計・分析結果」【報告書】、<http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/kaikei>

中小企業庁 [2012]、「『中小企業の会計に関する基本要領』の策定について～『中小企業の会計に関する検討会報告書（中間報告）』公表～」、<http://www.meti.go.jp/press/2011/02/20120201001/20120201001.html>

日本税理士会連合会・日本公認会計士協会・日本商工会議所・企業会計基準委員会 [2011]、「中小企業の会計に関する指針（平成23年版）」、<http://www.asb.or.jp>

\*本稿は、「東アジア会計研究フォーラム2011」（2011年11月26日、於：近畿大学）での研究報告を一部加筆・修正したものである。

